

令和 7 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案
(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第 3 号	モビリティ産業を通じた地域経済活性化 魅力ある地域づくりに向けた自動車関係 諸税等に関する意見書	1
2	議会議案第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	6

議会議案第3号

モビリティ産業を通じた地域経済活性化 魅力ある地域づくり
に向けた自動車関係諸税等に関する意見書

上記議案を太田市議会会議規則（平成17年太田市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年9月30日提出

提出者	太田市議会議員	長	正 祐
賛成者	同	川 岸	靖 隆
	同	青 木	雅 浩
	同	仁 藤	すぐる
	同	大 川	敬 道
	同	町 田	正 行
	同	大 川	陽 一

モビリティ産業を通じた地域経済活性化 魅力ある地域づくり
に向けた自動車関係諸税等に関する意見書

国内の需要喚起による消費や関連産業の活性化と、電動車や自動運転等の新たな分野への国内投資促進策を通じた技術革新と雇用創出によって、産業の持続的な維持・発展を進めていくことが地域経済にとって重要となっていると考える。

そのような中、昨年末の税制改正大綱にて自動車税制の改革について令和8年度大綱で結論を出すことが謳われた。自動車関係諸税は負担が重ければ重いほど、自動車を使う地方住民や企業の負担を増すものであり、50年以上も過去から続く現行の複雑かつ過重で不条理な税制を見直す機会が来たものと考えている。

現状の税制負担の軽減（減税）と簡素化を要望しつつ、自動車ユーザーに更なる負担を求める走行距離課税や、電動車普及促進を阻害する可能性のあるEV・FCVに対する増税論議に意思表示をしていくことも重要と考える。

各地方自治体においてデジタル化やCASE／MaaSの推進に取り組み、より暮らしやすい（人口流入）・働きやすい（雇用創出）まちへと発展していくためにも、自動車関係諸税の地方税部分が減税される際には、国税からの譲与を伴うことを前提とする等、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減策を求める。併せて、車体課税・燃料課税を今後必要となる分野に充てる特定財源化することで、地域の独自性のもと魅力ある地域づくりに取り組める税制を求める。

また、日本経済及びものづくり産業は正念場を迎えている。そのような中、地域活性化への政策を検討していただく上で、税制改正以外の要望項目も併せて求める。

記

- 1 車体課税を見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - (1) 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の廃止
 - (2) 自動車重量税に係る「当分の間税率」の廃止
 - (3) 自動車重量税及び自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の保有時の税額引下げによる負担軽減措置を講ずること。
 - (4) 複雑な車体課税の簡素化に向けた「自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税の公平・中立・簡素な税負担」の実現を目指すこと。
- 2 燃料課税を見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - (1) 「当分の間税率」を廃止すること。
 - (2) 複雑な燃料課税を簡素化すること。

- (3) タックス・オン・タックスを解消すること。
- 3 受益者負担を増加させないこと。
 - (1) 電動車普及の足かせとなり、及び車を必需品とする生活者ほど重税となる走行距離等の利用に応じた課税の導入は行わないこと。
 - (2) インフラの維持管理、機能強化の必要性等の財源確保については、幅広い負担先の検討及び議論から進めること。
 - (3) 新たな税目提案をする場合は、使途の明確化とセットで行うこと。
- 4 車体課税及び燃料課税いずれの場合にも、過重で不条理な税は廃止とし、税の付替え等を行なわないこと。
- 5 地方税収に影響を及ぼさない税体系とする（自動車関係諸税の国税部分について、地方への負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す。）こと。
- 6 税目に対する使途を明確化すること。
 - (1) 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進特定財源化すること。
 - (2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化すること。
- 7 自動車の使用に係るユーザー負担を軽減すること。
 - (1) 全国的高速道路網の利活用は地域経済の活性化にもつながることも踏まえ、諸外国と比較しても高額な料金体系を見直し負担軽減を図ること。
 - (2) 自動車を安心して利用するための自動車保険（任意保険）の保険料が負担となり、購入・保有の断念や簡素な保険に止めざるを得ないといったことがないよう、ユーザー負担軽減となる保険料の所得控除対象化を図ること。
- 8 次世代エネルギー車普及に資する環境整備（充電、充填インフラの拡充）を推進すること。

- (1) 電動車等の購入や充電設備等の導入時における補助金や税制優遇策とともに、早急な急速充電器・水素ステーション等の新規設置及び過去整備した設備の定期的なメンテナンスも含めた管理をすること。
- (2) 豪雨・豪雪災害等への対応を踏まえた道路整備とともに、災害発生時には被災地への電動車での電源供給等ができる仕組みの構築を図ること。

9 中小・中堅企業支援を拡充（事業転換、成長投資への支援）すること。

- (1) 各企業が人手不足で余裕がない現状も踏まえ、数多くの支援策の中であっても、自社に適合する施策を容易に選択できる仕組みや各種施策の適用要件の整理、緩和を図ること。
- (2) 新事業を手掛ける企業は勿論のこと、既存製品の生産性向上にも活用可能となるよう、ミカタプロジェクトに加え、税制優遇や補助金等の施策拡充を図ること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

太田市議会議長 星 野 一 広

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣
国土交通大臣

宛て

經濟産業大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

国税庁長官

議会議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年9月30日提出

提出者	太田市議会議員	長	正 祐
賛成者	同	川 岸	靖 隆
	同	青 木	雅 浩
	同	仁 藤	すぐる
	同	大 川	敬 道
	同	町 田	正 行
	同	大 川	陽 一

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要及び不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、令和8年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として

求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入され

ている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

- 6 会計年度任用職員においては令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費及び大幅な増額が見込まれるシステム運用経費を含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加、マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化等自治体DXに伴うシステム改修その他の事務負担及び人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和７年９月３０日

太田市議会議長 星 野 一 広

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

厚生労働大臣

宛て

国土交通大臣

デジタル大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）